

京都市告示第 7 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金
収納受託者として、NPO・市民活動ハンドブック（以下「ハンドブック」
という。）の販売に係る公金の徴収事務を委託します。

平成20年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の 内容	委託する期間
特定非営利活動法人 きょうとエヌピーオー センター	ハンドブック販売代金 の徴収	平成20年4月1日 から 平成21年3月31 日まで

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)